

労働基準監督行政における 臨検監督の効果に関する研究動向

前田 貴洋

1. はじめに
 - 1.1. 終わらぬ長時間労働問題
 - 1.2. 規制の強化
 - 1.3. 「証拠なき」規制執行強化？
2. 労働基準監督行政における臨検監督の効果
 - 2.1. 日本における研究動向
 - 2.2. 海外における研究動向（一般予防効果）
 - 2.3. 海外における研究動向（特別予防効果）
3. おわりに
 - 3.1. 本稿の知見
 - 3.2. 本稿の課題
 - 3.3. 日本での実証研究に向けて

1. はじめに

1.1. 終わらぬ長時間労働問題

本稿の目的は、労働基準監督官が事業場に対して行う臨検監督がもたらす効果に関する研究の文献レビューを行うことである。

かつて日本人が「エコノミック・アニマル」¹⁾と呼ばれた1965年には、日本人一人当たりの年間総実労働時間数は2300時間を上回っていた²⁾。また、この時期に日本経済は年率10%程度に達する右肩上がりの成長を続けていた。こうした経済成長はプライベートを顧みず日夜長時間労働へと向かう「企業戦士」によって支えられた「日本的経営」³⁾によって成り立っていた(アベグレン, 2004)。

その後、1970年代から1980年代後半にかけて、日本人の総実労働時間は、年間およそ2100時間前後で安定をしていた。だが、1988年に改正労働基準法が施行され、法定労働時間が一週当たり48時間から40時間へと引き下げられたことを受け、日本人の年間総実労働時間はさらに短くなっていった(山本・黒田, 2014: 14)。具体的には、1988年に年間2137時間であった年間総実労働時間は、1992年には2000時間を下回る1990時間となった。その後も年間総実労働時間の低下傾向は継続しており、2017年現在では、1721時間となっている⁴⁾。

このように、平均的に見れば、日本人の年間総実労働時間は長期的に低下傾向にある一方で、長時間労働に起因する痛ましい事件が毎年のように発生している。たとえば、2008年に外食産業の社員が長時間労働の末に自ら命を絶った事件や(中澤・皆川, 2014)、2015年に大手広告代理店の新入社員が過酷な長時間労働の末、自ら命を絶った事件は(北, 2017)、日本社会に衝撃を持つ

1) 1965年に開催されたアジア・アフリカ会議の場で、パキスタンのズルフィカル・アリ・ブット外相が、日本の自国の経済的利益を優先する経済進出の在り方をたどえた言葉である。

2) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「早わかり グラフでみる長期労働統計 V 労働時間 図 1-2 労働時間数 年間」(最終閲覧日: 2020年3月7日) https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0501_02.html

3) 「日本的経営」とは、終身雇用・年功序列・企業内組合を核心とした日本企業の経営方針を、戦後日本の企業成長の源であると捉えるジェームズ・アベグレンの見解である(アベグレン, 2004)。

4) 前掲脚注2。

て受け止められた。

では、こうした長時間労働に伴う労働問題が頻発しているのはなぜなのか、山本勲と黒田祥子が、いわゆるタイムユーズ・サーベイである『社会生活基本調査』を用いて検証したところ、1980年代以降の日本の労働時間の減少は、主にパートタイム雇用者の比率が上昇したことによってもたらされたという(山本・黒田, 2014: 20-23)。つまり、平均的な年間総実労働時間が減少しているものの、企業においてコアとなる正規雇用人材の労働時間はこの20年余りでさほど減少していないのである。

また、正規雇用人材の労働時間が減少していないだけでなく、その労働の強度が高まっている可能性もある。週休二日制が普及したことにより、確かに休日数は増加している。だが、実際には平日の労働時間が増加しており、フルタイム雇用者の週当たり平均労働時間は、労働基準法改正前後でほとんど変化していないのである(山本・黒田, 2014: 13)。

それだけでなく、2000年代初頭に、壮年男性正規雇用者を中心として、労働時間が急増している(山本・黒田, 2014: 36-37)。このような現象は、景気後退局面において、従来日本企業が行ってきた、残業・賞与の削減、新規採用の抑制、早期希望退職の募集などの「バッファー」がすでに失われていることが要因であると考えられる(山本・黒田, 2014: 37)。つまり、不況に企業が対処するため、人員削減をせざるを得ず、残った正規雇用者に業務負担がのしかかったため、長時間労働を余儀なくされた可能性がある(山本・黒田, 2014: 38)。

さらに、こうした長時間労働を是正し、法を遵守させるための監督を行う行政体制も課題を抱えている。日本では、厚生労働省の専門官である労働基準監督官が労働関連法令の履行確保を担っている。そのため労働基準監督官は、行政官としての権限と特別司法警察職員としての権限を併せ持っており、通常の行政官にはない強力な権限が付与されている。だが、このような強力な権限を持っているとは言え、労働基準監督官は全国で3000人余りしかおらず、労働

基準監督官一人当たりの監督対象事業場数は1200を超える⁵⁾。したがって、現在の人員体制では、膨大な数存在する法違反に対処することは困難を極めるであろう⁶⁾。

このように、日本人一人当たりの年間総実労働時間が減少しているとは言え、長時間労働問題は解決していない。それゆえに、長時間労働問題により引き起こされる過労死や過労自殺、健康障害などの労働問題は、現在の状況が変化しない限り、今後も発生し続けると考えられよう。

1.2. 規制の強化

2014年に成立した過労死等対策防止推進法や、上述のような長時間労働問題の発生を受けて、厚生労働省は様々な形で規制の強化を行っている。

第一に、長時間労働が行われている事業場への監督指導の徹底である。まず2015年1月には、月100時間を超える残業を行っていると考えられる事業場や過労死等を発生させた事業場に対して重点的な監督指導が行われた。その後、翌2016年4月からは、重点監督の対象を、月100時間超の残業を行っている事業場から、過労死認定基準を超える月80時間の残業を行っている事業場へと拡大している。こうした重点監督によって、年間2万件を超える事業場に対して監督指導が実施されている（佐藤，2018：1）。

こうした規制執行の強化と関連して第二に、長時間労働問題に対処するための監督・捜査体制の強化である。2015年4月には、東京労働局と大阪労働局に過重労働撲滅特別対策班（通称かどく）が設置された。この特別なチームは、全国展開する企業など、複数の労働局が横断的に対処する必要性のある長時間

5) 規制改革推進会議 労働基準監督業務の民間活用タスクフォース（2017）『労働基準監督業務の民間活用タスクフォース 取りまとめ』，4頁。

6) このような限られた体制の中で、規制執行活動の実効性を高める試みとして、「多機関連携」の取り組みが挙げられる。労働基準監督行政においては、地方運輸機関や出入国管理機関と連携が行われている（前田，2019）。

労働事案や、企業本社などの事案に対処する目的を持つ（佐藤，2018：2）。そのためこの特別チームには、高度な捜査能力を持つ経験豊富な労働基準監督官が配置されている⁷⁾。

さらに、大企業本社や広域の監督・捜査活動を迅速かつ的確に実施するための調整を担う組織として、2016年4月から、厚生労働省労働基準局に過重労働撲滅特別対策班（通称本省かどく）を設置した。さらに、47都道府県労働局にも、長時間労働に関する事案を担当する過重労働特別監督監理官が設置された（佐藤，2018：2）。こうした監督・捜査体制の整備・拡充によって、長時間労働事案への組織的な対処を行うことで、監督・捜査を、従来の事業場単位から企業単位へ拡大することが可能となっている（北岡，2017：42-43）。

加えて第三に、2015年5月から、新たな規制手法として企業名公表制度を設けている。厚生労働省は、企業における自主的な長時間労働問題の改善を促すために、社会的な影響力の大きい大企業が長時間労働を複数の事業場で繰り返している場合には、当該企業の公表を行うこととしたのである。さらに、2017年1月20日以降は企業名公表に至る基準が大幅に改正され、公表の対象となる違法な長時間労働が月100時間超から80時間超となっただけではなく、過労死・過労自殺等が認められた場合なども一定の条件の下で企業名が公表されることとなった（北岡，2017：43）。

1.3. 「証拠なき」規制執行強化？

これまで述べてきたように、長時間労働を是正するという政府の方針を実行に移すために、労働基準監督官による規制執行活動が強化されている。それでは、こうした規制執行活動の強化は、長時間労働の是正へと結実しているのだろうか。あるいは、こうした規制執行活動が長時間労働の是正にとって、本当に効果があるのか、事前にどの程度の検討がなされた上で、規制執行活動の強

7) 『週刊ダイヤモンド』（2016年12月17日）、50頁。

化が決定されたのであろうか。

以下でも述べる通り、日本においては、労働基準監督官による臨検監督がもたらす効果について実証的に検証した研究がほとんど存在していない。他方で、諸外国に目を向ければ、当該分野の研究蓄積は、汗牛充棟の勢いである。

そこで本稿は、日本での先行研究が希少であることに鑑み、諸外国における労働基準監督官による臨検監督がもたらす効果について、実証的に分析を行った研究の紹介を行う。

本稿は以下の通り構成される。まず2. においては、日本における実証研究の状況を確認した上で、諸外国の研究動向の紹介を行う。その際、後述するように、諸外国の研究分類でよく見られる、「一般予防効果」に関する研究と「特別予防効果」に関する研究とを分けて紹介する。次いで、3. においては、本稿で得られた知見を要約し、日本において、労働基準監督官による臨検監督に関する実証研究を行うための課題を指摘する。

2. 労働基準監督行政における臨検監督の効果

2.1. 日本における研究動向

これまで日本では、労働基準監督官による臨検監督の効果について、実証的に検証した研究はほとんど存在していない。そもそも日本においては、労働基準監督官や労働基準監督制度を扱った学術的な研究がほとんどなされていない状況にある（鈴木、2015：54）⁸⁾。

こうした研究状況の中で、唯一、臨検監督の効果を実証的に検証した論考が、白石賢・白石小百合による「定期監督が労働災害防止に与える効果：パネルデ

8) 日本では、日本労働法学会（1977）所収の論考や鈴木（2015）が、労働基準監督制度を扱った数少ない先行研究である。なお、労働基準監督制度の比較歴史分析の視点から扱ったものとしては、Schrank（2013）があり、日本の研究状況とは著しい対照をなしている。

ータのマルチレベルによる分析」である。当該論考は、日本の労働基準監督業務の概要とアメリカの先行研究をまとめたうえで、労働基準監督官による定期監督が、労働災害の発生に与える効果を推定している。

欧米の先行研究では効果推定の精度を高めるため、事業場単位の個票データを用いて分析を行うことが主流となっている⁹⁾。そのため、分析の対象となるのは、監督によって各事業場単位にもたらされる特別予防効果¹⁰⁾である。他方で、日本ではデータ入手の制約が大きいため、白石らは、都道府県別、産業別の時系列集計データ¹¹⁾を用いて、分析対象となる集団レベルで生じる監督の効果である一般予防効果¹²⁾を推定している。

具体的には、死傷災害発生件数の変化率を目的変数、定期監督等の数、1期前のラグを取った定期監督等の数を主たる説明変数として分析が行われている。また、事業場が定期監督の数そのものではなく、変化率を認識して事業場内の改善行動を取る可能性も検討するため、定期監督等の対前年比変化率を説明変数とする分析も行っている。なお、白石らの分析で使用されたデータは、産業別の時系列データが都道府県にネストされている階層データであるため、マルチレベルモデルが用いられている。

-
- 9) 例えばアメリカでは、労働省労働安全衛生庁 (Occupational Safety and Health Administration : OSHA) のウェブサイト (<https://www.osha.gov/data>) 上で、事業場単位の臨検監督データが公開されている。
- 10) 個別の事業場に監督が実施され、法違反に対して監督指導が行われた結果として、当該事業場の法違反状況が是正され、当該事業場において、労働災害が減少するといった効果である。
- 11) なお、当該研究では、すべての都道府県のデータが収集できたわけではない。白石らの執筆当時データが収集できた都道府県は、秋田・山形・千葉・東京・神奈川・愛知・大阪・和歌山・島根・高知・長崎・宮崎・鹿児島である。さらに、公開されているデータの期間も都道府県により大きく異なる。このように日本では、臨検監督に関するデータの公開状況が芳しくなく、都道府県労働局により公開状況も異なる。
- 12) 例えば、特定の事業場が臨検監督を受け、法違反を指摘された場合に、同様の法違反状況が存在する他の事業場においても、臨検監督による法違反の指摘を受ける可能性を考慮して、自ら法違反状態の改善を行うといった効果である。

こうした分析を行った結果、定期監督等の数、1期前のラグを取った定期監督等の数、定期監督等の変化率（当該年度および2期前）が統計的に有意となった¹³⁾。白石らはこの結果から、定期監督による一般予防効果は、各事業場が監督数の水準よりも変化率を認識することで発生しており、効果としての労働災害発生率の低下は、定期監督から一定程度経過したのちに生じると解釈している。

白石らの研究は、そもそもデータの制約から、産業レベルで集計されたアンバランスなパネルデータとなっているため、分析結果の信頼性は必ずしも高いとは言えない。さらに内生性を考慮したモデルにもなっていない。しかしながら、データ収集に大きな制約がありながらも、労働基準監督官による臨検監督を実証的に研究した日本における先駆的な業績であると評価できよう。

2.2. 海外における研究動向（一般予防効果）

このように、日本においては、労働基準監督官による臨検監督の効果をめぐる実証研究が極めて乏しい状況にある。では翻って、諸外国において当該分野ではいかなる研究蓄積が存在しているのか。

ここからは、アメリカを中心とした諸外国における労働基準監督官による臨検監督の効果に関する研究の動向を検討する。アメリカの先行研究が検討の中心となるのは、当該分野の研究蓄積が、アメリカにおいて先駆的になされおり、現在も数多くの研究が生み出されているからである¹⁴⁾。

13) 定期監督等の数、1期前のラグを取った定期監督等の数は5%水準、当該年度の定期監督等の変化率は5%水準、2期前の変化率では1%水準で統計的に有意である（白石・白石、2015：19-20）。

14) 例えば、Andersen et al. (2019) は、労働安全衛生に関する行政の介入がもたらす効果についてシステマティックレビューを行っている。その中で、事業場に対する臨検監督がもたらす効果について当該論文では、23件の先行研究が取り上げられているが、その内、17件がアメリカの研究となっている（Andersen et al., 2019：106）。

特に、1960 年代から 1970 年代にかけて、先進国において労働災害の発生件数や発生率が高い水準で推移していたため、労働者の職場環境を改善するための包括的な立法政策が求められていた（嶺・長峰, 1987: 210）。そこで、1970 年にアメリカでは世界に先駆けて、労働安全衛生法（Occupational Safety and Health Act : OSH Act）が制定された。このような新たな労働者保護立法の履行確保を行う行政組織として、労働省の外局である労働安全衛生庁（Occupational Safety and Health Administration: OSHA, 以下 OSHA という。）が設置されたのである（U.S. Department of Labor, Occupational Safety and Health Administration, 2018）。

しかし、鳴り物入りで設置された OSHA であったが、設立当初よりその存在意義が厳しく問われていた。すなわち、OSHA の設置や運用のコストに見合った効果は得られているのか、それ以前の問題として、そもそも労働災害を減少させる効果それ自体に、強い疑念が抱かれていたのである。OSHA は、その規制執行方針において失敗したのみならず（Noble, 1986）、政治的にも実務的にも失敗した、連邦政府によって行われた「明らかな見当違いの規制の象徴」に他ならなかった（Nichols & Zeckhauser, 1977）。ゆえに OSHA は、議会や執政府などの政治的選好が注ぎ込まれる「戦場」であり、これら選好に対して短期的に応答し、規制執行方針を変えざるを得なかった（Vike, 2007）¹⁵⁾。

こうした労働安全衛生行政の意義が厳しく問われる状況を反映して、アメリカにおいては数多くの臨検監督の効果に関する研究が行われている。OSHA の設置初期においては、データの整備状況等の影響もあり、事業場それ自体にもたらされる特別予防効果ではなく、業種や業界一般にもたらされる一般予防効果の研究が行われた。

15) 他方で Huber (2007) は、OSHA を、議会や執政府などの政治的アクターの中で「戦略的中立性」を保ち、組織の存続を図っていると捉えている。このように、政治学・行政学的な問題関心から、OSHA が行う規制執行活動にはいかなる政治的勢力が影響を与えているのかなどについて研究が行われてきた（Headrick, Serra, & Twombly, 2002; Kim, 2006; Scholz, Twombly, & Headrick, 1991 など）。

例えば、Viscusi (1979) は、こうした一般予防効果を検証した初期の論文である。Viscusi は、アメリカを対象として、産業レベルで集計された時系列横断面データ (1972 年から 1975 年) を用いて、労働者 10 万人当たりの臨検監督の件数や労働者 1000 人当たりの民事制裁金 (Civil penalty) の金額が、企業の労働安全衛生面への投資額と労働災害発生率に与える影響を推計している。

だが、主要な説明変数である臨検監督の件数や民事制裁金の金額は、当該期から 3 期前までのラグ変数に至るまで、統計的に有意な結果を得るには至らなかった。Viscusi はこれらの結果から、OSHA の臨検監督等の活動には、労働環境を改善するよう企業行動を変える効果はないと結論付けている。また、仮にそのような効果が認められたとしても、法違反の大部分が目に見える労働安全に関する事項である以上、すでに労災保険額の調整によるペナルティが存在しており、果たして多大なコストを支払ってまで、臨検監督を行う必然性があるのか、疑問を呈している。

それでは、こうした OSHA の機能不全はいかなる理由によりもたらされていたのだろうか。単純な OSHA の規制執行活動の効果の検証ではなく、当時一般に考えられていた OSHA の機能不全の原因と関連付けながら、OSHA の規制執行活動の効果検証を試みたのが、Bartel & Thomas (1985) である。

当時、OSHA の機能不全には、次のような原因があると考えられていた。第一は、OSHA の法的権限や予算などのリソース不足である。例えば、1975 年に OSHA が違反企業 1 社あたりに課した罰金の平均額は 26 ドルに過ぎず、企業 1 社あたりが受けた平均の臨検監督件数も 0.02 件であるという。つまり、OSHA が当初求められた労働災害の減少という役割を果たせない原因は、企業の法違反に求められ、その原因をたどれば OSHA の組織資源が不十分であることに行き着くというのである。第二は、労働安全衛生法それ自体の欠陥である。労働災害は様々な要因によって発生するにもかかわらず、労働安全衛生法は企業に対して最低限の設備投資基準を設けているに過ぎない。一面的な基準の設定だけでは、複合的な要因を持つ労働災害を防止するには不十分なのである。こうした 2 つの見方を検証するため、OSHA の規制執行活動の効果の推定

が試みられた。

具体的な分析としては、1974 年から 1978 年にかけての産業別の時系列横断面データを用いて、労働災害発生率、法違反の状況¹⁶⁾の推定を行っている¹⁷⁾。その分析結果としては、第一に、労働災害発生率が、法違反状況によって受ける影響は限定的であるということである。第二に、法違反状況は、臨検監督活動や制裁賦課の構造により影響をうけるということである。したがって第三に、臨検監督活動が直接に労働災害発生率の低減に実質的に意味のある効果をもたらしてはいない。こうした分析結果を踏まえ、Bartel と Thomas は、OSHA が所期の目的を達成できないのは、その組織資源不足に起因する法違反状況の発生ではなく、労働安全衛生法それ自体の欠陥であると解釈するのである。

このように OSHA の臨検監督活動には労働災害を減少させる実質的な効果がないという見解が大勢を占めるなかで、Viscusi (1986) は OSHA 設立から間もない時期に行われた実証研究の再考を促す。すなわち、設立の当初から数々の批判がなされた結果、OSHA の規制執行活動にも大きな変化が生じている (Kelman, 1980)。さらに目的変数である各種の労働災害に関するデータがより長期的な時系列データとして利用可能となったことで、一層精確に OSHA の規制執行活動の効果が検証できるだけでなく、新たな知見も得られる可能性があると主張する。

まずは Viscusi が用いたデータと変数を確認しよう。Viscusi はこの論考で、

16) 「労働災害発生率」は、労働者一人当たりの労働損失日数、「法違反の状況」は、臨検監督 1 件当たりの罰金額 / 1 社当たりの労働者数、である (Bartel & Thomas, 1985 : 19)。

17) 実際には、臨検監督活動 (労働者 1 人当たりの臨検監督件数) についても推定が行われている。これは、機能不全を起こしている OSHA がなぜ、議会から政治的サポートを受けているのかという疑問に答えるための推定である。Bartel と Thomas の解釈によれば、OSHA の臨検監督活動は、組合組織率の低い中小企業に対して経済的な負担を課しており、組合組織率の高い大企業にとって有利な状況を作り出しているから、OSHA が政治的な支援を受け続けているというものである。

1973年から1983年の製造業を対象としたデータを用いている¹⁸⁾。目的変数は、特定の年の製造業種ごとに集計された労働災害リスクに関する変数である。具体的には、労働者100人当たりの労働災害発生率、100人当たりの労働災害による労働喪失日発生率、100人当たりの労働災害による労働喪失日の合計日数が用いられている¹⁹⁾。主要な説明変数は、OSHAの規制執行活動に関する変数となっている。具体的な変数の内容としては、特定の年の製造業種ごとに集計された100人当たりの臨検監督件数と、特定年の製造業種別に算出した1人当たりの制裁金の額である。加えて、OSHAから規制執行活動を受けた企業が直ちに指摘事項を改善する訳ではないという理由から、前年度のラグも説明変数として使用されている(Viscusi, 1986: 572)。

それでは、Viscusi (1986)ではいかなる結果が得られたのであろうか。Viscusiは分析を行うにあたり、対象時期の分割を行っているが、1973年から1975年までのデータにおいては、OSHAの規制執行活動に関する変数は統計的に有意でなく、政策的な効果が見られない。またこのような結果は、Viscusi (1979)などの初期の研究とも整合的である。

他方で、1973年から1983年までのデータを用いた分析においては、一部の変数において先行研究とは異なる結果が得られた。目的変数ごとにその結果を確認すると、第一に、労働災害発生率については、制裁金の額の影響は見られないということである。他方で臨検監督活動のラグ変数は目的変数に対して、負に有意となっている。つまり、1年前の臨検監督活動が労働災害発生率を低減させる効果を持つということになる。だが、当該年度の臨検監督活動変数は正に有意となっており、ラグ変数の効果と合わせ考えるならば、労働災害発生率の減少に与える影響は決して大きくない。

第二に、労働災害による労働喪失日発生率では、同様に制裁金の額は統計的

18) サンプルサイズは220である(Viscusi, 1986: 569)。

19) 労働者100人当たりの労働災害発生率と100人当たりの労働災害による労働喪失日発生率については、対数オッズ比、100人当たりの労働災害による労働喪失日の合計日数については対数に変換して変数として用いている。

に有意な結果ではない。また、臨検監督活動については統計的に有意な結果であった。効果の大きさとしては、ラグ変数単体で 3.6%、当該年度の臨検監督活動変数と併せれば 1.5%、労働災害による労働喪失日発生率を減少させる効果を持つ。

第三に、労働災害による労働喪失日の合計日数においても、制裁金の金額は統計的に有意な効果を持たない。他方で、臨検監督活動については統計的に有意な結果となり、その効果としては、ラグ変数単体では 6%、当該年度の臨検監督活動変数の効果と併せれば、5%の労働喪失日減少効果が得られるのである。

このように Viscusi (1986) においては、初期の研究では見いだせなかった OSHA による臨検監督活動の効果を析出することができた。さらに、利用可能なデータが増えたことで、臨検監督活動が効果を持ちうる労働災害リスクとそうでないリスクが存在しうることが明らかになったのである。

しかしながら、臨検監督活動による労働災害に対する一般予防効果の存在は、確実なものとは言い難い。Viscusi (1986) 以降も数多くの労働災害に対する一般予防効果の研究が積み重ねられてきたものの、その結果は芳しいものではない。例えば、Scholz & Gray (1990) は、製造業を対象に臨検監督活動の一般予防効果の検証を行っている。Scholz と Gray は製造業を対象として、1980 年から 1985 年までのデータセットを構築した。そのデータセットから、Viscusi (1986) が用いたものと同様の産業別集計データを作成し、同様の分析を行っている。この分析によれば、当該年度の、臨検監督件数、制裁金賦課のある臨検監督活動が行われる可能性、制裁金の額が統計的に有意な結果を得ている。だが、こうした変数についても、目的変数に与える効果が大きくないばかりか、対象が製造業に限られた分析であるため、一般予防効果の実証には不十分であるとしている。

また、Ruser & Smith (1991) は、1980 年代に生じた OSHA の臨検監督対象選定方法の変化を踏まえて、産業別集計データを用いた一般予防効果の推定を行っている。OSHA は 1980 年代に、その臨検監督を行う重点対象を大企業か

ら中小企業へと変化させた。より労働災害が発生する危険性が高い対象へと OSHA の組織資源を振り向けることで、効果的な臨検監督活動を行うためである。

だが、こうした監督対象の変化にもかかわらず、1979 年から 1985 年までの産業別集計データを用いた分析では、臨検監督活動が労働喪失日を伴う労働災害発生率の減少に対して効果を認めることはできなかった²⁰⁾。

こうした一般予防効果の存在に疑問符を付ける研究は、アメリカの OSHA を対象とした論考にとどまらない。例えば、カナダのアルバータ州において、建設業を対象とした臨検監督活動の一般予防効果を分析したのが、Auld et al. (2001) である。Auld らは、1987 年から 1992 年までのデータを用いて、労働喪失日を伴う労働災害発生率と労働災害死亡事故発生率に、臨検監督活動が与える効果を推定している。その結果として、臨検監督活動は、労働災害発生率に対しては影響を与えないものの、ある程度労働災害死亡事故発生率を減少させる効果は認められるという。だが、その効果は建設業界のなかでも特に労働災害死亡事故発生率の高い、工場やビル建設、住宅建設などの業界では効果が見られない。また、労働災害死亡事故発生率を減少させる効果も大きなものではなく、臨検監督活動が労働災害の抑制に果たす役割は限定的であるという。

これまで見てきたように、臨検監督活動がもたらす一般予防効果をめぐる研究は、その結果が一定していない。それだけでなく、一般予防効果があるとする論考においても、その効果は小さく、実質的な労働災害抑止効果は大きくなりとされてきた。それゆえ、OSHA 創設期はともかくとして、様々なデータの利用が可能となって以降は、集計データを用いた一般予防効果の推定ではなく、個別事業場ごとのデータを用いた特別予防効果の推定が盛んになっていった。

20) 従来の研究で効果が認められていた 1 年前の臨検監督活動に関するラグ変数も有意ではない。

2.3. 海外における研究動向 (特別予防効果)

これまで述べてきた通り、OSHA は創設の当初から、その規制執行活動の有効性をめぐって激しい批判に晒されてきた。ゆえに、OSHA の規制執行活動の効果をめぐって数多くの研究が行われてきたのである。

しかしながら、OSHA 創設から間もないころに行われた研究は、産業別に集計したデータを用いており、サンプルサイズも比較的小さな研究が多かった。加えて、特定の業界や州を対象とする研究も多く、OSHA による規制執行活動の効果が十分に検証できていたとは言い難い (Smith, 1979 : 146-147)。

そこで、集計データではなく、事業場単位で収集されたマイクロデータを用いた研究が試みられるようになった。このようなマイクロデータを用いて OSHA の規制執行活動の効果を明らかにした研究の嚆矢は、Smith (1979) である。Smith は、1972 年から 1974 年の製造業の事業場別マイクロデータを用いて、臨検監督活動が災害度数率に与える効果を検証した。主たる説明変数は、臨検監督を当該年の早期 (3 月 4 月) に受けた場合を 1、当該年後半 (11 月 12 月) に受けた場合を 0 とするダミー変数である。臨検監督を受けた事業場とそうでない事業場とで区別を行わないのは、推定の際に生じるバイアスを防ぐためである²¹⁾。

こうした方法による分析の結果、臨検監督活動が災害度数率に対して負に有意となる場合もあるが、事業場の規模によって統計的に有意か否かは異なるという。さらに、1973 年には災害度数率を低下させる効果があるものの、翌

21) 臨検監督の有無により区別を行った場合、臨検監督の対象となる事業場が無作為に選定されている必要がある。だが実際には、労働災害発生率や労働者からの申告によって臨検監督が行われる対象が選定されている可能性が高い。そこで、臨検監督が行われた時期に着目し、当該年の後半に行われた臨検監督は労働災害発生率に反映されないことを利用して、臨検監督活動の効果を推定している (Smith, 1979 : 152-153)。

1974年にはその効果は消失してしまう。こうした現象についてSmithは、2つの可能性を提示している。一つは、1973年に違反などが少ない「簡単な」事業場の臨検監督を行い、1974年には相対的に扱いにくい事業場に臨検監督をする必要が生じたという理由である。二つには、1974年に新たに雇用された数多くの監督官に対する教育訓練や経験が不十分であったという理由である²²⁾。

また、個別の事業場単位でもたらされる災害度数率の減少効果も大きいわけではないため、必然的に、集計データによって一般予防効果を析出しようとする試みは徒労であるという。このようにOSHAによる規制執行活動の効果は、必要となる費用に対して見合っておらず、社会的に最適か否か再考の余地があると結んでいる。

上記Smith(1979)と同様の方法を用いてOSHAの臨検監督活動の効果を検証したのが、McCaffrey(1983)である。McCaffreyは、1975年のOSHAの規制執行方針の変化や、1978年以降のアメリカ会計検査院による報告書の指摘に対応したOSHAの改革などを踏まえれば、Smith(1979)などの初期の研究では見いだせなかったOSHAの規制執行活動による効果を見出すことが可能となると考えた。そこで、1976年から1978年の事業場別マイクロデータを用いてOSHAによる臨検監督の効果を分析が試みられたのである。McCaffreyによる分析の結果としては、Smith(1979)と同様に、OSHAによる臨検監督活動には、災害発生率を低減させる効果を見出すことはできないというものである。

こうした結果についてMcCaffreyは次のような解釈を提示している。第一に、労働安全問題に対して、そもそも臨検監督が無力であるという理由である。第二に、事業場は、臨検監督が実際に行われたか否かを問わず、行われる可能性を「予期(anticipation)」して、事業場の安全確保を行うためである。したが

22) OSHAの監督官(compliance officer)は1973年には660名であったが、1974年には928名に大幅増員されている(Smith, 1979: 163)。

って、臨検監督が実際に行われた効果を析出することが困難となってしまうのである。第三に、各州における労働災害補償法の制定により、労働災害の認定が増加したため、OSHA の臨検監督が災害発生率に与える影響を「締め出して」しまったという理由である。

Smith (1979) や McCaffrey (1983) の研究が、臨検監督活動が災害発生率などの事業場の安全環境にもたらす効果を単純に推定していたのに対して、1990 年代に入ってから、臨検監督活動が効果を持つ条件に分け入った研究が行われるようになった。

そうした研究をリードしたのが、経済学者の Wayne Gray と政治学者の John T. Scholz である²³⁾。Gray & Scholz (1991) は、1979 年から 1985 年にかけての事業場レベルのマイクロデータを用いて、OSHA による臨検監督が一層の効果を持つ事業場規模と臨検監督の性質について分析を行った。

ここで事業場の規模とは、OSHA が臨検監督活動に対して、どのように組織資源を配分するのかという点に関わる。すなわち、OSHA が臨検監督活動に割り当てる事が出来る組織資源は有限である以上、法違反の発生状況等に鑑みて、より臨検監督活動が効果を発揮しうる対象に対して重点的に監督を行う必要がある。

そこで Gray らは、臨検監督を受けた事業場を、小規模 (従業員 100 人未満)、中規模 (100 から 499 人)、大規模 (500 人以上) に分類した上で、現在の OSHA の組織資源の配分状況と、追加的に臨検監督を行った場合の労働災害減少数を推計している。その結果、OSHA の組織資源を、小規模・大規模事業場から、中規模事業場に対してある程度移行させることが、臨検監督活動の効果を高めるとしている。

他方臨検監督の性質とは、臨検監督活動が実質的に行われているのかどうかという点に関係している。具体的には、臨検監督を「表面的な (superficial)]

23) John T. Scholz は、規制執行研究の第一人者であり、OSHA や環境保護庁 (Environmental Protection Agency: EPA) を題材として数多くの規制執行研究を上梓している。

書類の確認を行う臨検監督、実質的な臨検監督、制裁金賦課のある実質的な監督に分類し、労働災害発生率に臨検監督が与える影響を推定している。結果として、「表面的な」書類確認を行う臨検監督には、労働災害発生率を低減させる効果は全く見られなかった²⁴⁾。他方において、実質的な監督については、制裁金賦課の有無にかかわらず、労働災害発生率を低減させる効果が認められた。

加えて、制裁金賦課のある実質的な監督の場合、その額の多寡によって労働災害を抑制する効果に違いがあるのかも検証されている。具体的には、500ドル、5000ドルを基準として、基準値以上の制裁金を賦課しているか否かと、制裁金の金額を説明変数、労働災害発生率を目的変数とした分析が行われている。その結果、制裁金の金額が大きいほど、労働災害発生率に対する特別予防効果が大きいわけではないということが明らかになった。

すなわち、500ドルを基準とした分析では、500ドルより少額の制裁金を課した場合の労働災害発生率の減少効果と、500ドル以上の制裁金を課した場合の減少効果とでは、前者の方が大きな効果がみられるという。また、5000ドルを基準とした分析では、5000ドル以上の制裁金を課した場合に労働災害発生率の減少効果が確認できない。さらに、制裁金の金額については、臨検監督を実施した当該年度においてのみ、制裁金の金額が大きくなればなるほど、労働災害発生率の減少効果が存在するものの、当該年度以外においては、その結果は一貫していない。

こうした臨検監督が労働災害の予防効果を発揮する条件に関係する研究として、Scholz & Gray (1997) が挙げられる。彼らは、1979年から1985年間の米国製造業における事業場レベルのデータを用いて、臨検監督が労働災害発生率に与える影響を推定している。その際著者らは、OSHAによる臨検監督活動が効果をもたらすメカニズムとして、「強制モデル」と「協力促進モデル」を想定している²⁵⁾。前者は、定期監督の場合には制裁金賦課を伴う場合に労働

24) むしろ分析の結果は、正に有意（労働災害発生率を増加させる）である。

25) 著者らの問題意識は、単純に臨検監督が労働災害発生率にもたらす効果を検証することではなく、規制執行活動という権力的な政府活動でさえも、政府が「強制者」

災害発生率を減少させる効果を持ち、後者は、労働者による申告監督の場合には制裁金賦課が無い場合に労働災害発生率を減少させる効果があるという形で仮説化されている。分析の結果としては、仮説が支持され、臨検監督という権力的な行政活動であっても制裁金の賦課のみが、その効果の担保になる訳ではないということが示されたのである。

さらに近年においては、制裁金賦課の有無や定期監督・申告監督の別にとどまらず、臨検監督の詳細な性質にまで立ち入った研究も行われている。例えば、Baggs et al. (2003) は伝統的な臨検監督と監督官による「助言 (consultative)」活動の効果を検証している。Baggs らは、アメリカにおける労働安全衛生行政の規制執行活動²⁶⁾が、従来の強制力を伴う臨検監督から、指導・助言を中心とした自発的に法令遵守を促すアプローチに変化していることを指摘している。だが、こうした事業者の自発性に委ねるアプローチが、本当に職場環境の改善に資しているのかは、十分に検証されてこなかったという (Baggs et al., 2003 : 484)。

そこで彼らは、1997 年から 2000 年の米国ワシントン州のデータを対象として²⁷⁾、従来型の臨検監督と助言型の活動、いずれが労働災害発生率の低減により効果をもたらすのかを分析した。その結果、事業場が固定的な業界の事業

としての側面だけでなく、「社会的協力の推進者」の側面を持ちうることを示すことである。従来の研究では、OSHA による臨検監督は制裁金が少額に過ぎるため、規制の効果が十分に発揮されていないという見解 (Bartel & Thomas, 1985) が多数を占めてきたことに対する Scholz と Gray らによる反論としての意味合いが強い論文となっている。ゆえに、臨検監督の効果の大きさの推定としての精度はやや劣ることに注意が必要である。

26) アメリカでは、一定の基準を満たした場合、連邦の OSHA ではなく、州政府が労働安全衛生行政を行うことが出来る。Baggs et al. (2003) らが分析対象とするワシントン州は州政府によって労働安全衛生行政が行われている。

27) 分析対象が限定的である理由は、ワシントン州が労働安全衛生行政に古くから注力してきたからである。積極的な助言活動を行っているだけでなく、労働安全衛生行政と労働災害補償行政の双方を州政府が担っている唯一の州であることから、分析に用いるデータの入手も容易であることも、分析対象が限定的である理由であろう。

場²⁸⁾では、1999年から2000年にかけて、臨検監督が行われた事業場において、何も行われなかった事業場と比べて、16%ほどの労働災害発生率低下がみられる。他方で、助言型の監督が行われた事業場と、何も行われなかった事業場とを比べると、労働災害発生率を低減させる効果は、5%程度にとどまり、かつ統計的に有意ではない²⁹⁾。

これまで2.3.で見てきたように、労働安全衛生行政に関するデータの使用可能性が高まってきたことで、特別予防効果の検証が盛んになってきた。初期の研究では、臨検監督の効果が十分に検証できなかったものの、その後の研究の進展によって、臨検監督には、事業場レベルの安全衛生環境を改善する特別予防効果が存在することが明らかになった。さらに、制裁金の有無や臨検監督の性質などを考慮したより詳細な実証研究が多数行われ、現在に至るまで、数多くの実証研究が積み重ねられているのである。

3. おわりに

3.1. 本稿の知見

本稿はこれまで、労働基準監督官による臨検監督がもたらす効果に関する実証研究の研究動向の紹介を行ってきた。最後に、こうした本稿の試みによって得られた知見をまとめ、課題を指摘した上で、日本において実証研究を行うための示唆を述べる。まず、本稿で得られた知見は以下の通りである。

第一に、2.1.で指摘したように、日本においては労働基準監督官による臨検

28) なお、事業場が固定的でない業界（林業や漁業など）についても分析が行われているものの、統計的に有意な結果は得られていない。

29) 同様に2002年から2008年にかけての米国ワシントン州のデータを用いて、助言型の監督が労働災害発生率にもたらす影響を分析したものととして、Foley et al. (2012)が挙げられる。Foleyらの分析では、固定的な事業場か否か、どのような種類の労働災害かによって、助言型監督の効果が異なるという結果となっている。

監督の効果に関する実証研究はほとんど行われていないということである。唯一の例外は白石らによる一般予防効果に関する研究であり、こうした先駆的な実証研究は高く評価しうる。だが、白石・白石 (2015) も、データ取得可能性の壁に阻まれ、すべての都道府県を対象とした研究となっておらず、欧米で一般的な事業場レベルのデータを用いた研究ともなっていない。

第二に、日本における研究状況とは対照的に、欧米を中心として、労働基準監督官による臨検監督の効果を実証的に検証する試みが盛んに行われてきた。特にアメリカにおいては、OSHA による規制がコストに見合う効果を社会にもたらしているのかが強く問われた結果として、臨検監督の効果に関する数多くの研究が生みだされたのである。

第三に、上記の欧米を中心とする臨検監督の効果に関する研究は、社会的規制に対する批判という文脈を超え、現在でも継続的に蓄積され、進展が続いている。臨検監督の効果に関する実証研究が試みられた当初は、データ取得の関係上、産業界単位で生じる一般予防効果の研究が主流であった。その後は、事業場レベルのデータ蓄積が進み、より精確性の高い事業場レベルの特別予防効果の実証が主流となっていった。さらに近年においては、臨検監督の効果を単純に推定するのではなく、臨検監督が効果を発揮する条件の解明に向けた分析が進められている³⁰⁾。

3.2. 本稿の課題

次いで、本稿の課題を述べるならば、以下の 3 点が指摘できよう。

30) データの蓄積に伴い、分析対象となる時系列の延長や更新や、分析手法の改善も随時行われている。例えば、Gray & Mendeloff (2005) が 1979 年から 1998 年までのデータを対象として分析したのに対して、Haviland et al. (2012) はデータの蓄積により、1998 年から 2005 年までを分析対象としている。他方で Levine et al. (2012) は、米国カリフォルニア州における臨検監督活動の執行方針を活用し、自然実験を行い臨検監督の効果を推定している。

第一は、紹介した各種の先行研究が設定する目的変数の偏りである。本稿で紹介をした先行研究は、主として、業務上の負傷に係る労働災害に関連した目的変数を設定していた。したがって、業務上の疾病に関する労働災害については分析の対象外となっているのである。つまり、「労働安全 (occupational safety)」に関連した分析は多数紹介しているが、「労働衛生 (occupational health)」に関連する分析は十分に紹介できていない。

だが、こうした本稿のレビュー対象の偏りは、筆者の能力不足であると同時に、業務上の疾病やメンタルヘルスなどの「労働衛生」に関連する変数は、様々な要因に影響を受けており因果関係が複雑であることや、臨検監督活動の多くが「労働安全」に関連して行われているため、そもそも研究対象が「労働安全」に関連した変数に偏っているという理由も存在する (Bartel & Thomas, 1985 : 10-11)。

関連して第二に、紹介した先行研究が分析対象とする国の偏りである。本稿では主に一部を除きアメリカにおける先行研究を紹介してきた。これは、アメリカにおいて圧倒的な数の先行研究が生み出されているという研究状況に起因するものである。だが、労働基準監督官による臨検監督に関する研究は、アメリカだけでなくヨーロッパにおいても盛んに行われている。

さらに、近年においては、南米などで「規制の復興 (regulatory renaissance)」ともいうべき状況が生じ、労働規制の在り方が見直されるなかで、労働基準監督官による臨検監督の有効性が再度注目を浴びている (Piore & Schrank, 2008)。それゆえに、南米諸国の労働基準監督官による臨検監督に関する研究が蓄積されつつある (Pires, 2008; Viollaz, 2016 など)。

第三に、各種先行研究の質について、一定の基準を立て評価するには至っていない。本稿では、日本における臨検監督の実証研究の希少さに鑑み、これまでの当該分野における研究潮流に重点を置いて紹介を行ってきた。その反面、各先行研究が持つ実証性の高さや、社会的な影響の有無について、一定の基準を設けたうえで、評価をするには至っていない。他方近年では、数多く存在する臨検監督の効果に関する研究で見出されたエビデンスの質を評価するため、

システマティック・レビュー³¹⁾が行われるようになってきている (Ellen et al., 2016; Tompa et al., 2016; Tompa, Trevithick, & McLeod, 2007 など)。臨検監督の効果に関する分野では、数多くの研究蓄積が存在しているからこそ、そこから得られた分析結果の質を系統的に評価していくために上記のような試みが必要となろう。

3.3. 日本での実証研究に向けて

それでは、本稿で行った先行研究の紹介と検討により、今後日本において労働基準監督官による臨検監督の効果を検証するにはどのような課題の存在が明らかになったのか。

第一に、データの制約である。既述の通り、現在欧米を中心として取り組まれている臨検監督の効果に関する研究では、主に事業場レベルの個票データが用いられている。だが日本においては、事業場レベルのデータの利用は極めて困難である。それだけでなく、都道府県ごとの臨検監督データの利用すら困難な状況にある。

第二に、先行研究と現在の日本の現実的な政策課題との関係性である。従来、臨検監督の効果に関する実証研究は、業務上の負傷に焦点を当て分析を行ってきた。これは、こうした労働災害が人命に直結することや、業務上の疾病やメンタルヘルスなどの「労働衛生」分野に関する変数は分析を行うことが難しいという理由による。だが、むしろ現在の日本で重要なのは、まさに業務上の疾病や、メンタルヘルスの不調による過労死問題など、「労働衛生」分野なのである。

31) システマティック・レビューとは、特定の研究課題に答えるために、事前に決定した基準に適合する同一分野の研究結果を統合する試みである。その際、バイアスが最小限になるよう、明示的かつ系統的な手順により、文献の選択を行う (Higgins & Thomas ; 2019 : Chapter 1 Introduction) (最終閲覧日 : 2020 年 3 月 31 日) <https://training.cochrane.org/handbook/current/chapter-i>

さらに、先行研究が見落としてきた点として第三に、臨検監督を行う行政組織や監督官そのものに着目した研究が少ないということである。だが、臨検監督を行う行政組織の人員体制や財政規模、あるいは権限などが、臨検監督の実施件数やその効果に影響を及ぼすことは想像に難くない。また、監督官が持つ専門性の違いなども臨検監督の実施と効果に関係する重要な要因である。

こうした日本で臨検監督の効果に関する実証研究を行う際に生じる課題を考慮するならば、さしあたり、次のような研究の方向性が考えられよう。すなわち、日本において臨検監督の効果に関する実証研究がほとんど手付かずの状況であることに鑑みて、まずは現在入手しうるデータで可能な限りの分析を行うのが肝要であろう。

具体的には、『労働基準監督年報』に掲載されている条文別・業種別の臨検監督件数や、法違反件数を活用することが考えられる。諸外国において用いられているデータとは異なるが、日本においても比較的長期間にわたって業種ごとにデータセットが構築可能な研究資源であると思われる。加えて、労働基準監督行政を担う行政組織の組織資源に関するデータとしては、『労働行政関係職員録』等の職員録を用いることで、ある程度のデータの収集は可能であろう。

まずは日本での研究状況に鑑み、こうした公開情報を活用した分析を行い、研究成果を蓄積しつつ、次第に洗練した方向へと研究の歩みを進めていくことが肝要であろう。こうした方向性に基づく実証研究については、今後の研究課題である。

参考文献

- Andersen, J. H., Malmros, P., Ebbelhoej, N. E., Flachs, E. M., Bengtsen, E., & Bonde, J. P. (2019). Systematic literature review on the effects of occupational safety and health (OSH) interventions at the workplace. *Scandinavian Journal of Work, Environment and Health*, 45 (2), 103–113.
- Auld, M. C., Emery, J. C. H., Gordon, D. V., & McClintock, D. (2001). The efficacy of construction site safety inspections. *Journal of Labor Economics*, 19 (4), 900–921.
- Baggs, J., Silverstein, B., & Folley, M. (2003). Workplace health and safety regulations: Impact of enforcement and consultation on workers' compensation claims rates in

- washington state. *American Journal of Industrial Medicine*, 43 (5), 483–494.
- Bartel, A. P., & Thomas, L. G. (1985). Direct and indirect effects of regulation: A new look at OSHA's impact. *Journal of Law and Economics*, 28 (1), 1–25.
- Ellen, M., Kosny, A., Ståhl, C., O'Hagan, F., Redgrift, L., Sanford, S., Mahood, Q. (2016). Systematic review of qualitative literature on occupational health and safety legislation and regulatory enforcement planning and implementation. *Scandinavian Journal of Work, Environment and Health*, 42 (1), 3–16.
- Foley, M., Fan, Z. J., Rauser, E., & Silverstein, B. (2012). The impact of regulatory enforcement and consultation visits on workers' compensation claims incidence rates and costs, 1999–2008. *American Journal of Industrial Medicine*, 55 (11), 976–990.
- Gray, W. B., & Mendeloff, J. M. (2005). The declining effects of OSHA inspections on manufacturing injuries, 1979–1998. *Industrial and Labor Relations Review*, 58 (4), 571–587.
- Gray, W. B., & Scholz, J. T. (1991). Analyzing the Equity and Efficiency of OSHA Enforcement. *Law & Policy*, 13 (3), 185–214.
- Haviland, A. M., Burns, R. M., Gray, W. B., Ruder, T., & Mendeloff, J. (2012). A new estimate of the impact of OSHA inspections on manufacturing injury rates, 1998–2005. *American Journal of Industrial Medicine*, 55 (11), 964–975.
- Headrick, B., Serra, G., & Twombly, J. (2002). Enforcement and oversight: Using congressional oversight to shape OSHA bureaucratic behavior. *American Politics Research*, 30 (6), 608–629.
- Huber, G. A. (2007). *The craft of bureaucratic neutrality : interests and influence in governmental regulation of occupational safety*. Cambridge University Press.
- Kelman, S. (1980). Occupational Safety and Health Administration. In J. Q. Wilson (Ed.), *The Politics of Regulation*. (pp. 236–266). New York: Basic Books.
- Kim, D.-R. (2006). Political Control and Bureaucratic Autonomy Revisited: A Multi-Institutional Analysis of OSHA Enforcement. *Journal of Public Administration Research and Theory*, 18 (1), 33–55.
- Levine, D. I., Toffel, M. W., & Johnson, M. S. (2012). Randomized Government Safety Inspections Reduce Worker Injuries with No Detectable Job Loss. *Science*, 336 (May), 907–912.
- McCaffrey, D. P. (1983). An Assessment of Osha's Recent Effects on Injury Rates. *The Journal of Human Resources*, 18 (1), 131.
- Nichols, R. J., & Zeckhauser, A. L. (1977). Government comes to the workplace: an assessment of OSHA. *The Public Interest*, (49), 39–69.
- Noble, C. (1986). *Liberalism at work : the rise and fall of OSHA*. Temple University Press.

- Piore, M. J., & Schrank, A. (2008). Toward managed flexibility: The revival of labour inspection in the Latin world. *International Labour Review*, 147 (1), 1–23.
- Pires, R. (2008). Promoting sustainable compliance: Styles of labour inspection and compliance outcomes in Brazil. *International Labour Review*, 147 (2–3), 199–229.
- Ruser, J. W., & Smith, R. S. (1991). Reestimating Osha's Effects: Have the Data Changed? *The Journal of Human Resources*, 26 (2), 212.
- Scholz, J.T., Twombly, J., & Headrick, B. (1991). Street-level political controls over federal bureaucracy. *The American Political Science Review*, 85 (3), 829–850.
- Scholz, John T., & Gray, W. B. (1990). OSHA enforcement and workplace injuries: A behavioral approach to risk assessment. *Journal of Risk and Uncertainty*, 3 (3), 283–305.
- Scholz, John T., & Gray, W. B. (1997). Can Government Facilitate Cooperation? An Informational Model of OSHA Enforcement. *American Journal of Political Science*, 41 (3), 693.
- Schrank, A. (2013). A Second Regulatory Divide? Labor Inspection Regimes in Comparative Historical Perspective. In P. Osterman (Ed.), *Economy in society: essays in honor of Michael J. Piore* (pp. 89–112). MIT Press.
- Smith, R. S. (1979). The Impact of OSHA Inspections on Manufacturing Injury Rates. *The Journal of Human Resources*, 14 (2), 145–170.
- Tompa, E., Kalcevich, C., Foley, M., McLeod, C., Hogg-Johnson, S., Cullen, K., ... Irvin, E. (2016). A systematic literature review of the effectiveness of occupational health and safety regulatory enforcement. *American Journal of Industrial Medicine*, 59 (11), 919–933.
- Tompa, E., Trevithick, S., & McLeod, C. (2007). Systematic review of the preventional incentives of insurance and regulatory mechanisms for occupational health and safety. *Scandinavian Journal of Work, Environment and Health*, 33 (2), 85–95.
- U.S. Department of Labor Occupational Safety and Health Administration. (2018). All about OSHA.
- Vike, J. (2007). The bureaucracy as a battleground: Contentious politics surrounding OSHA 1980-2004. *Politics & Policy*, 35 (3), 570–607.
- Viollaz, M. (2016). Are Labor Inspections Protecting Workers' Rights? Adding the Evidence from Size-based Labor Regulations and Fines in Peru. *International Labour Review*, 1–46.
- Viscusi, W. K. (1979). The Impact of Occupational Safety and Health Regulation. *The Bell Journal of Economics*, 10 (1), 117–140.
- Viscusi, W. K. (1986). The impact of occupational safety and health regulation, 1973–1983. *The RAND Journal of Economics*, 17 (4), 567–580.
- アベグレン, ジェームス・C. (2004). 『日本の経営 [新訳版]』. 日本経済新聞社.

- 北岡大介 . (2017). 「労働時間規制と行政上の履行確保」『季刊労働法』, (258), 38-50.
- 北健一 . (2017). 『電通事件 : なぜ死ぬまで働かなければならないのか』旬報社 .
- 佐藤伸 . (2018). 「長時間労働削減対策について」『総合健診』, 45 (2), 319-321.
- 白石賢・白石小百合 . (2015). 「定期監督が労働災害防止に与える効果 : パネルデータのマルチレベルによる分析」『都市政策研究』, (9), 1-24.
- 鈴木俊晴 . (2015). 「「違法労働」監視制度の国際動向」『日本労働研究雑誌』, 57 (1), 53-62.
- 中澤誠・皆川剛 . (2014). 『検証 ワタミ 過労自殺』. 岩波書店 .
- 日本労働法学会 . (1977). 『労働基準監督制度の再検討』. 日本労働法学会 .
- 前田貴洋 . (2019). 「第 5 章 労働基準監督—「情報連携」から「行動連携」へ」. 伊藤正次編, 『多機関連携の行政学—事例研究によるアプローチ』. 有斐閣 .
- 嶺学・長峰登記夫 . (1987). 「第六章 安全衛生・労働環境に関する国際労働基準とその影響」. 秋田成就編, 『国際労働基準とわが国の社会法』 (pp. 187-221). 日本評論社 .
- 山本勲・黒田祥子 . (2014). 『労働時間の経済分析—超高齢社会の働き方を展望する』. 日本経済新聞出版社 .

